

令和7年台風第8号に伴う災害義援金募集要綱（第2版）

社会福祉法人 沖縄県共同募金会

1 趣旨

令和7年7月27日から28日にかけて沖縄大東島地方に襲来した台風第8号によって家屋等への浸水など多大な被害が発生し、南大東村及び北大東村に災害救助法が適用されました。

沖縄県共同募金会（以下「本会」という。）では、台風第8号で被災された方々を支援するため、義援金を募集します。

2 義援金の名称

令和7年台風第8号に伴う災害義援金

3 受付期間

令和7年8月4日（月）から令和7年12月26日（金）まで

4 義援金の受付

【振込先①】

金融機関	支店名	店番	種類	口座番号
琉球銀行	石嶺支店	323	普通	免除申請中
沖縄銀行	石嶺支店	143	普通	1412281
沖縄海邦銀行	汀良支店	28	普通	免除申請中
沖縄県農業協同組合	首里支店	401	普通	21623
コザ信用金庫	安里支店	19	普通	143843
【口座名義】（福）沖縄県共同募金会 会長 湧川昌秀 （ク）オキナワケンキョウドウボキンカイ				

【振込先②】

金融機関	口座記号番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00970-1-213674	沖縄県共同募金会台風8号災害義援金
窓口で「料金免除口座への寄付金（義援金）の払込み」とお伝えください。		

※各金融機関の本・支店窓口での振込手数料は無料です。

※上記以外の金融機関から送金する場合、振込手数料が必要です。

※ATM、インターネットバンキングを利用しての振込は手数料が必要です。

5 義援金の配分

義援金は、沖縄県、沖縄県共同募金会、日本赤十字社沖縄県支部等で構成される「令和7年台風第8号に伴う災害義援金配分委員会」で協議し、配分基準に基づき南大東村及び北大東村を通じて被災者に配分されます。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、確定申告における税制優遇措置の対象となります。

確定申告に際しては、金融機関窓口で受け取る「払込金受取書・払込受付書」又は「振替払込請求書兼受領書」（ゆうちょ銀行）に本募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会へご連絡ください。後日、領収書を送付します。

また、都道府県共同募金会、県内市町村共同募金委員会（分会）の受付分について、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙1「沖縄県令和7年台風第8号に伴う災害義援金」領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ本会へお送りください。後日、名簿に記載された送付先に領収書を送付します。

【該当する税制優遇措置】

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7 その他

災害義援金のみの受け入れとし、救援物資・物品等の取り扱いは行いません。

附 則

この要綱は、令和7年8月4日から施行します。

附 則

この要綱は、令和7年8月13日から施行します。

【問い合わせ先】

社会福祉法人 沖縄県共同募金会

〒903-0804 沖縄県那覇市首里石嶺町 4-373-1

沖縄県総合福祉センター西棟 4階

TEL 098-882-4353 FAX 098-882-4270

E-mail : akaihane@okishakyo.or.jp